

# 早稲田大学審査学位論文（博士）の要旨

学位名称	博士（社会科学）
申請者氏名	永井 陽右
専攻・研究指導	地球社会論専攻 国際協力・平和構築論研究指導
論文題目	第3世代DDRにおける「社会復帰支援」の検討
論文副題	アル・シャバーブ投降兵への取り組みを事例として

審査委員会設置期間 自 2021年9月22日  
至 2022年1月13日

受理年月日 2021年9月22日

審査終了年月日 2022年1月13日

審査結果 合格

審査委員	所属	資格	氏名
主任審査員	社会科学総合学術院	教授	山田 満
審査員	社会科学総合学術院	准教授	奥迫 元
審査員	社会科学総合学術院	教授	棟居 徳子
審査員	国際学術院	教授	上杉 勇司

論文提出者氏名：永井陽右（早稲田大学大学院社会科学研究所後期博士課程）

和文題名：第3世代DDRにおける「社会復帰支援」の検討

ーアル・シャバーブの投降兵への取り組みを事例にしてー

英文題名：A Consideration of Reintegration Support in the Third Generation DDR

: A Case of Defectors Formally Involved with Al-Shabaab in Somalia

## I. 本論文の主題

### (1) 研究の背景

著者は、NGOの実務者としてソマリアを拠点とする暴力的過激主義組織「アル・シャバーブ」の投降兵と逮捕者の脱過激化と社会復帰に取り組んでいる。しかし、現在ソマリアは紛争中であることや複雑な政治的背景で極めてセンシティブな紛争であることから国際社会からのドナーが付きにくい状況にある。また、投降兵や逮捕者に対する脱過激化や社会復帰への取り組みに関する考察や議論などは極めて少ない現状である。

現在、著者は国連ソマリア支援ミッション（UNSOM）の「DDR」（武装解除:Disarmament、動員解除:Demobilization、社会復帰:Reintegration)担当チームと協働して、アル・シャバーブ投降兵の脱過激化と社会復帰の取り組みを実施している。しかしながら、同国での取り組みはDDRとは到底呼ぶことができない状況下にあると判断している。つまり、実際存在するのは「R」のみであり、「DD」が存在していないという。

DDR研究者の中には、こうした取り組みを第3世代DDRと形容しているが、他方で実務者間では基本的にDDRとは認識されていない。国連は国連安全保障理事会決議でUNSOMを派遣していることを踏まえ、DDRと称している。このような支援アクター間での齟齬を解消すべく、国連は2019年11月に改訂版統合DDRスタンダードを公表し、テロ組織からの投降者などに対する社会復帰支援を正式にDDRの一部とする決定を行った。

しかしながら、国連が公表した改訂版統合DDRスタンダードは依然として国連の政策レベルに留まっており、DDRの一部としただけの機能から脱していない。本論文では、暴力的過激主義組織から離脱した兵士の社会復帰支援プログラムを最前線で実施する国際NGOの取り組みから得られた経験を踏まえ、いまだ途上にある第3世代DDRの課題と展望を明らかにすることを目指している。

### (2) 研究の目的

近年ソマリアのように、和平合意が存在しない紛争地において、暴力的過激主義対策やカウンターテロリズム、投降兵などへの矯正といった取り組みを通じた脱過激化、リハビリテーション、社会復帰が実施されている。2019年11月から国連はDDRの原則と指針である改訂版DDRスタンダードを発表し、DDRの実施条件を踏まえて、1)実施条件が揃っている「DDRプログラム」、2)実施条件の有無に関わらず実施する「DDR関連ツール」、3)実施条件が欠如している状況下で行う「社会復帰支援」を提示し、いずれの場合もDDRプロセスとして認めた。

本論文では、主にソマリアのような和平合意の存在しない、つまり実施条件が欠如した3番目に該当するDDRを対象にする。DDRの実施条件の流れを振り返ると、紛争終結後の軍を対象に武装解除と動員解除を主とする、実施条件が明確な第1世代DDR、反政府軍などのような紛争アクターを対象に暴力削減や移行期の武器・弾薬マネジメントの取り組みが備わったコミュニティベースの社会復帰を意図する第2世代DDR、さらに紛争状態の終結を前提とする条件を欠き、脆弱な社会環境下で対話が困難な中で、暴力的過激主義組織に対するカウンターテロリズムの要素を含んだ第3世代DDRへと展開している。

なお、本論文で扱うテロ組織アル・シャバーブなどの暴力的過激主義とは「ジェンダー、宗教、文化、民族などの属性に基づいて、ある集団の地位を高める一方で、他集団を排除したり支配したりすることを目的に暴力を動員する」考え方であり、また「暴力的過激派組織は既存の政治的・文化的制度を破壊し、全体主義的で不寛容なイデオロギーの原則を前提に、代替組織としてすでに機能している統治構造に取って変わろうとする組織」というバクらの定義を援用する (Marhias Bak & others, 2019)。

さて、本論文では上記のDDRの流れを踏まえて、2019年に国連が改訂を行った統合DDRスタンダード(改訂版IDDRS)で正式に認可された上記3つのプログラムを検討する。特に、実務者レベルからはおよそDDRとは言えない第3世代DDRの取り組みを、どのようにすれば通常のDDRと実際的な結合が可能となるのかを考察する。そこで、本論文では以下の3点を本研究の主題として明らかにしていく。

第1に、「第3世代DDRを先導するもの」、あるいは「第3世代DDRのリトマス紙」と呼ばれるソマリアにおけるアル・シャバーブの投降兵への取り組みの全貌を明らかにし、その成果や課題を明らかにする。

第2に、これまで考察がなされていない改訂版統合DDRスタンダード(IDDRS)を考察し、特にそこで新規に追加された「社会復帰支援」(reintegration support)についてその論理と課題を明らかにする。

第3に、改訂版IDDRSを理論的枠組みにしなが、アル・シャバーブの投降兵への取り組みが実際的に改訂版IDDRSの描くDDRに結合されるために何をするべきかを検討し、考

察する。

### (3) 分析枠組み

本論文の最終的な研究目的は、「平和な社会をいかに構築するのか」、という実務者としての問いかけであり、そのために紛争後の平和構築における DDR の導入の必要性を本論で訴えている。したがって、本論文の分析枠組みの中心は平和構築論や紛争解決学を含む国際関係の諸理論が基本となる。

本論文の問題意識の背景として、東西冷戦終結後、世界が期待した「平和の配当」ではなく、むしろ本論文が対象とする地域を含む各地で国内紛争や地域紛争が続出したことである。つまり、国家対国家という対称的な紛争が減った代わりに、国家対非国家という非対称的な新しい紛争が発生し、ジェノサイドなどの凄惨な人道危機が起きていくことであった。

そこで、国連主導の平和活動が展開されることになり、1992年に、当時の国連事務総長であるブトロス・ガリ (Boutros Boutros-Ghali) が『平和への課題』の中で、国連の機能として予防外交、平和創造、平和維持を中心とする紛争後の平和構築という概念が生まれた。1995年には『平和への課題・補遺』にて、平和構築の概念はより具体化され、非武装化から警察や司法制度の改革、その後の開発などまでが包含される概念となり、紛争後だけに限らず、紛争の予防にも貢献する広範な概念となった。その平和構築の中で、DDR が一つ重要な取り組みとして 2000 年頃から発展していくこととなった。

また、非対称的な新しい紛争の中で、アル・カイダやイスラム国、アル・シャバーブなどの現代的な暴力的過激主義組織との紛争が増大していく。これらテロ組織が目指す世界や価値観が現行の世界システムとあまりにも異なっていることや、そもそも対話ができないこと、また意図的に残虐な行為を取ることももあり、紛争解決に向けた条件の設定や第三者による介入などのアプローチも適切に機能はしているとは言えない状況にある。

そうした中で、空爆などをはじめとする武力的アプローチでテロ組織の脅威を最小化する取り組みが全世界的に行われてきた。その結果、暴力的過激主義とそれに紐づくテロリズムは全世界に広がり組織を越えたアメーバ的なネットワークとなってしまった。こうした現状に対応するべく、暴力的過激主義対策やカウンターテロリズムといった概念が生まれ現在も発展を続けているが、暴力的過激主義の時代において依然として有効なアプローチを見出せずにいる。

このような国際情勢を踏まえて、本論文では具体的に最も重要な枠組みとして改訂版 IDDRS という DDR の原則と指針に依拠して分析を行っている。元々 IDDRS は DDR が平和構築において重要性を高めていく中で、統一された基準が必要であるという認識から 2006 年に公開されたものである。その後、紛争の変化とともに改訂の必要性が DDR に従事する実務者

たちから訴えられ、2019年11月19日に改訂版 IDDRS が公開された。前述したように、改訂版 IDDRS はこれまでの所謂 DDR の取り組みを「DDR プログラム」とした上で、「DDR プログラム」の実施条件の有無にかかわらず実施可能な「DDR 関連ツール」と、前提条件が存在しない時に実施可能な「社会復帰支援」という新しい概念を加えて、国連が正式に DDR プロセスとして位置づけた点が重要になる。

なお、改訂版 IDDRS は、持続的な平和を目指し、平和構築だけではなく紛争解決を視野に国際関係理論や平和学理論にも依拠し、暴力的過激主義組織に巻き込まれている女性兵士や子ども兵士の問題も含めたジェンダーや脆弱な人々への支援を踏まえた紛争の解決に寄与するという明確な意図を持っている。改めて本論文では、改訂版 IDDRS を平和構築や紛争解決を促す具体的な枠組みとして利用し、他方でソマリアにおける「社会復帰支援」の可能性を明らかにする上で同地域研究の知見も参考にして考察している。

## II. 本論文の構成

目次

略語一覧

### 序章

- 第1節 問題背景
- 第2節 本論文の目的
- 第3節 本論文の分析枠組み
- 第4節 先行研究の考察
- 第5節 本論文の位置づけと意義
- 第6節 本論文の構成

### 第1章 DDR（武装解除、動員解除、社会復帰）の発展

はじめに

- 第1節 平和活動における DDR
- 第2節 DDR の変遷
  - 第1項 第1世代 DDR
  - 第2項 第2世代 DDR
  - 第3項 第3世代 DDR
- 第3節 DDR の実施規範である IDDRS の変遷
  - 第1項 IDDRS の制定とその内容
  - 第2項 改訂版 IDDRS の制定背景
  - 第3項 改訂版 IDDRS の内容

#### 第4節 小括

### 第2章 第3世代DDRにおける取り組みと課題

#### はじめに

#### 第1節 改訂版IDDRSが示す新たな取り組み：「DDR関連ツール」

##### 第1項 コミュニティにおける暴力削減

##### 第2項 移行期における武器・弾薬マネジメント

#### 第2節 改訂版IDDRSが示す新たな取り組み：「社会復帰支援」

#### 第3節 「社会復帰支援」が抱える課題

#### 第4節 小括

### 第3章 ソマリアにおけるDDR

#### はじめに

#### 第1節 ソマリア内戦の歴史

##### 第1項 シアド・バーレ政権と内戦の勃発

##### 第2項 シアド・バーレ政権の崩壊以後

##### 第3項 アル・シャバーブの台頭と現状

#### 第2節 ソマリア連邦共和国樹立以前のDDR

#### 第3節 ソマリア連邦共和国樹立以降のDDR

#### 第4節 小括

### 第4章 ソマリアにおける「社会復帰支援」

#### はじめに

#### 第1節 アル・シャバーブ投降兵へのリハビリテーションプログラム

#### 第2節 国連による「社会復帰支援」

#### 第3節 「社会復帰支援」のこれまでの成果

#### 第4節 小括

### 第5章 ソマリアにおける「社会復帰支援」の課題

#### はじめに

#### 第1節 アル・シャバーブ投降兵へのリハビリテーションプログラムの課題

##### 第1項 投降兵とコミュニティの間における認識ギャップ

##### 第2項 政府への不信感

##### 第3項 劣悪な治安状況によるモニタリングと保護の限界

##### 第4項 高い失業率の中における就業支援の限界

##### 第5項 脆弱な財政基盤と援助への依存

#### 第2節 国連による「社会復帰支援」の課題

- 第1項 目的に対するアクター間での認識の相違
- 第2項 ソマリア政府への提言とアクセスの限界性
- 第3項 「社会復帰支援」に関する具体的なガイドラインの欠如
- 第4項 脆弱な持続可能性とその他の取り組みとの希薄な繋がり

第3節 「社会復帰支援」で現状扱われていない重要な対象者

第4節 小括

## 第6章 「社会復帰支援」のDDRへの実際的結合の検討

はじめに

第1節 将来的に目指すDDRへの明確な戦略の構築

第2節 現行の「社会復帰支援」に加えて行うべき施策

第1項 さらなる投降促進の取り組み

第2項 過激化防止

第3項 移行期正義と和解

第3節 現状扱われていない対象者たちの社会復帰の統合

第4節 「実践に基づくエビデンス」が切り開く新たな地平

第5節 小括

## 終章

第1節 総括

第2節 今後の課題

主要参考文献一覧

初出一覧

謝辞

## III. 本論文の概要

第1章 DDR（武装解除、動員解除、社会復帰）の発展

本章では、すでに1980年代から現在まで少なくとも60カ所でDDRが実施されてきている点を踏まえ、DDRが国連の紛争後平和構築の一つの政策として確固たる地位を築くとともに、重要な政策の柱となってきた点を指摘する。ただその一方で、特に2001年の9.11同時多発テロ以降顕在化する、現代的な暴力的過激主義組織が紛争アクターとして全面に登場する中で、DDRの必要性を認識するものの、その実施条件が揃わないというディレンマに国際社会が直面してきている点を分析する。

つまり、国連はDDRの実施条件として、和平合意、最低限の治安、統一された政治的意思という三つを定めてきたが、紛争の変化とともに、それらの実施条件が全て欠如してい

中でも暴力的過激主義組織の投降兵に対する社会復帰支援といった DDR の取り組みを実施せざるを得ないという状況に陥っている。社会復帰の観点から DDR の歴史を踏まえ、正規軍に対する DDR が第 1 世代 DDR、内戦後の反政府軍に対する DDR が第 2 世代 DDR、そして暴力的過激主義組織の投降兵に対する DDR が第 3 世代 DDR としばしば称されている。第 3 世代 DDR への取り組みをどのように実現するべきなのかということが、特に現場レベルで大きな論点となっていることを述べる。

このような状況を踏まえ、国連は 2019 年 11 月 19 日に DDR の実施フレームワークである 2006 年策定の統合 DDR スタンダード (The Integrated DDR Standards : IDDRS) の改訂版を発表した。2 年以上の改訂作業を経て生まれた改訂版 IDDRS は、国連の最新の DDR に関する指針を反映させたものである。DDR の実施条件に変化は見受けられないものの、他方で持続的平和 (sustaining peace) と予防の側面から紛争後のみならず紛争中においても DDR の活動を実施するという大きな変更が見受けられた。

具体的には、改訂版 IDDRS では (1) 実施条件が揃っている状況で行う DDR プログラム、(2) 実施条件が揃っている状況および揃っていない状況で行う「DDR 関連ツール」、(3) 実施条件が欠如している状況で行う「社会復帰支援」、という三つの要素を DDR プロセスは持つという考え方を示した。

とはいえ、改訂版 IDDRS はいまだ改訂作業中で、未完のままであるという。その状態でありながらも公開に踏み切ったのは、国連として「社会復帰支援」を促す意図があるのではないかと指摘する。しかし未完である結果、具体的な方法論や進め方などが欠如しており、その最たる例として、実務者が使うガイドラインである Operational guide の改訂もされていない状態であるとその問題点を強調する。

## 第 2 章 第 3 世代 DDR における取り組みと課題

改訂版 IDDRS で実施条件の有無に関わらず行う DDR プログラムの中心は「DDR 関連ツール」になる。IDDRS の枠組みとなるモジュールにはコミュニティにおける暴力削減 (Community Violence Reduction: CVR) と移行期における武器・弾薬マネジメント (Transitional Weapon and Ammunition Management: 移行期 WAM) の二つが追加された。前者はハイチミッションで生まれ、それ以後いくつかの現場で実施されてきた蓄積があり、後者は、従来から存在している小型武器と小火器 (Small arms and light weapons: SALW) コントロールを修正したもので、その意義と妥当性はよく理解されているという。

他方で、「社会復帰支援」は、極めて野心的な目的設定がなされているものの、十分な説明がないと指摘する。同プログラムは国連が重視する「持続的平和」政策が最も反映された取り組みであると理解される。なぜならば、紛争後の取り組みではなく、紛争中から



の取り組みであるというものであり、伝統的な DDR の実施条件が欠如しているからである。また、国連の持続的平和政策の意図が単に過激主義組織の離脱者向けの社会復帰支援だけではなく、社会復帰を基軸にしたむしろコミュニティにおける過激化防止などを視野に入れた「社会復帰支援」であるということも分析している。

しかしながらその一方で、第3節では「社会復帰支援」における具体性と背景論理の説明が極めて乏しいと指摘する。具体的に、なぜ投降兵などへの社会復帰支援が DDR の一部と定義されたのかに関する説明もなければ、実現可能性を考慮しない理想論を語り過ぎてはいないかと批判する。例えば、「社会復帰支援」に向けた必要な準備を確保すること、法的枠組みもしっかりと確保することなどが謳われているが、実際同時並行で指摘する準備項目をソマリアのような環境ではまず不可能であるという。また、そもそもリスクに関する説明やガイドも欠如している点も指摘する。

### 第3章 ソマリアにおける DDR

本章では、本論文の「社会復帰支援」の対象地となるソマリアの地政学的な状況を踏まえて、同国で展開する第3世代 DDR の現状を考察する。ソマリア紛争は今なお続く極めて複雑な内戦ではあるが、もともと独立後に台頭したシアド・バーレ政権による強権的な統治とそれに反対する運動が激化し武力衝突を起こすことで、1991年に同政権が崩壊し、群雄割拠の紛争が続き現在に至る。イスラム法廷連合が首都を含め大きな支配領域を確保したが、そこにエチオピアとアメリカが軍事介入し、敗れたイスラム法廷連合の武闘派がアル・シャバーブとして分離独立したのである。同組織は今では最強の反政府の紛争アクターかつ暴力的過激主義組織となっている。

このような政治社会の混乱の中でもソマリアでは1990年代や2000年代に内戦の紛争アクターである民兵組織などへの一般的な小規模 DDR が数回実施されてきた。しかし、いずれも大きな成果は生まなかったものの、2012年暮れに正式政府の樹立後、アル・シャバーブ投降兵へのリハビリテーションプログラムが開始された。それが第3世代 DDR と言われ、「社会復帰支援」プログラムがその中心となって実施されている。

他方、ソマリア紛争が治らない理由にもなっているが、ソマリア紛争アクターが60グループほども存在しており、「社会復帰支援」プログラム対象者がアル・シャバーブ投降兵への取り組みだけでは不十分である点を指摘する。なお、実務者レベルからの他氏族などを対象とする武装勢力離脱者に対する DDR の検討がソマリア政府から却下され続けている現実も明らかにしている。

### 第4章 ソマリアにおける「社会復帰支援」

本章では、ソマリアにおける具体的な「社会復帰支援」プログラムの中身を分析する。ソマリア政府によるアル・シャバーブ投降兵に対するリハビリテーションプログラムは、期間が原則6-12カ月であり、首都モガディシュと第三の都市バイドアを中心に、現在4か所で取り組みが行われているという。

同プログラムはアウトリーチ、受付、スクリーニング、リハビリテーション、社会復帰という5つの柱から構成されている。元々リハビリテーションが中心であり、社会復帰に関しては最近追加された。リハビリテーションでは、初等教育や市民教育、職業訓練、宗教再教育などが行われている。特に2017年くらいから年々改良されてきており、現在は小さいサッカーコートや図書館なども敷設されている。

対象者は、アルシャバーブから自発的に投降し、治安機関の取り調べにより低リスクと評価された投降兵である。彼らは特別恩赦の下に免罪になり、6-12カ月のリハビリテーションプログラムに参加することができる。中リスクや高リスクは刑務所に送られるか死刑に処せられるという。また、高リスクの立場ながら、他方で政府にとって貴重な立場の投降兵の場合は、政府との秘密を背景に別の判断がなされる。なお、外国人兵士に関しては別枠であり、セーフハウスと呼ばれる別の施設に送られているという。

なお、第3節ではUNSCを軸とした国連の取り組みとして「社会復帰支援」をしている点を明らかにしている。具体的には、UNSCが後方支援をし、IOMがバイドアにおいて実施組織として投降者リハビリテーションプログラムの見本となるような国連基準に基づく施設の運営に努力を続けているという。特に、改訂版IDDRSの諸原則に合致する女性や兵士以外の若者などを巻き込む高次元の取り組みが実施されている点を評価している。

## 第5章 ソマリアにおける「社会復帰支援」の課題

本章では、第3世代DDRの中心的プログラムである「社会復帰支援」の課題を明らかにしている。具体的には、投降者リハビリテーションプログラムの課題として、投降兵とコミュニティ間における認識ギャップ、政府への不信感、劣悪なセキュリティによるモニタリングと保護の限界、高い失業率の中における就業支援の限界、脆弱な財政基盤と援助への依存が挙げられ、第1節でそれぞれの課題の考察を行っている。

次に、第2節では、国連による「社会復帰支援」の課題として、目的に対するアクター間での認識の相違、ソマリア政府への提言やアクセスの限界性、「社会復帰支援」に関する具体的なガイドラインの欠如、脆弱な持続可能性とその他の取り組みとの希薄な繋がりを挙げて考察を行っている。

最後の第3節では、「社会復帰支援」で現状扱われていない重要な対象者が存在している点を指摘する。具体的には、中リスクと高リスクの投降者、逮捕者、自発的に逃げてき

た元アル・シャバーブの人、アル・シャバーブを離れた女性、外国人兵士、アル・シャバーブ以外の武装勢力である。国連が推進する持続的平和の一部としての社会復帰という役割を「社会復帰支援」が果たすためには、上記の人々がリハビリテーションの対象者として欠如していることが大きな問題であると国連プログラムの課題として指摘する。

## 第6章 「社会復帰支援」のDDRへの実際的結合の検討

第3世代DDRを先導し、また第3世代DDRのリトマス紙と言われてきたソマリアにおける「社会復帰支援」は成果もありつつも、その途上にあると評価する。なぜならば、「社会復帰支援」プログラムは、DDRプロセスの一部としては認識されているものの、まだ実際の役割が十分に機能していないからである。それでもなお、脱過激化や暴力的過激主義対策の一施策と位置づけることをしないのかである。DDRプロセスの一部とすることが多くのヒト・モノ・カネの関与を予想されることであるという。今後も引き続きDDRと「社会復帰支援」をいかに結合させていけるのかを検討していく必要があると訴える。

そのためには、DDRとして機能させる上で、まず、将来的に目指すDDRへの明確な戦略の構築が必要であるという。そもそも改訂版IDDRSが想定する「社会復帰支援」はDDRの前提条件が存在しない時に行うものである。したがって、投降兵らの「社会復帰支援」を実現させる上で何を前提とし、どのような方法でリハビリテーションセンターへ誘導するのか。長期的で極めて包括的な戦略と細かな目標設定が必要であると述べる。

また第2節では、「社会復帰支援」がDDRに実際的に結合するためには、さらなる投降促進の取り組み、過激化防止、移行期正義と和解といった取り組みを同時並行的に行う必要があると指摘する。加えて、現状対象者として扱われていない投降者のリハビリテーションセンタープログラムへの受け入れをいかに実現させ、彼らを社会復帰させ、社会統合していくことが必要であるかを訴えている。

第3節では、概念だけが先行する「社会復帰支援」プログラムをいかに実際的なプログラムへと移行させていくのが課題であると述べる。つまり、依然として具体的な道筋が得られていない状況下では「実践に基づくエビデンス」が重要ではないかと筆者は訴える。一つの分析手法として「Evidence-based approach」の導入が有効ではないかと指摘するものの、紛争が継続する不安定なソマリア社会では同手法の導入は難しく、むしろ筆者のような実務者が試行錯誤を前提にして得られる「practice-based approach」、すなわち実践に基づくエビデンスとアプローチが有効ではないかと論じる。

その具体例として、国際NGOとして現地で活躍するNPO法人アクセプト・インターナショナルのRPAモデルの誕生プロセスを説明する。RPAモデルとは、Re-define, Prepare, Actionであり、このモデルは同NPO法人がケニアのナイロビでソマリア人ギャングの問題

に取り組む上で得られた経験をもとに、「一方的な取り組みではなく、新しい人生を実現するために個人と協力し、関係者間の相互信頼を築くこと」を目的に構築されたモデルであるという。要するに、生態学的妥当性を頭に入れた上で、RPA モデルを実行すれば「社会復帰支援」は真に DDR プロセスの一部となると訴える。その結果、「社会復帰支援」は紛争解決に向けた起点となり、紛争解決と持続的平和、DDR プログラムへと繋げていく重要なプロセスとなると結論づける。

#### 残された課題

1) 本論文では、ソマリアの暴力的過激組織であるアル・シャバーブ投降兵を事例にして、第3世代 DDR の「社会復帰支援」プログラムを分析対象としたが、同じアフリカのナイジェリアではボコ・ハラムに対する同様の取り組みが可能であると考えられる。また、マリでは国連 PKO (国連マリ多元統合安定化ミッション: MINUSMAU) が DDR マンデートを持っており、小規模な第3世代 DDR とも言える取り組みが存在している。ともにアクセスの問題から現地調査等ができなかったが、今後の比較研究での考察対象としたい。

2) 「社会復帰支援」をより具体的且つ政策的に考察する上では、本論文で指摘した、中リスクやハイリスクの投降兵、自発的に逃げてきた人々、女性、外国人兵士などといった、現状「社会復帰支援」で扱われていないアル・シャバーブ関係者の実態のさらなる調査と分析の必要性があるという。

3) 「実践に基づくエビデンス」に関するさらなる研究が必要である。本論文では、筆者の現場における実務経験からそのエッセンスを提案し、「社会復帰支援」の DDR への実際的結合においてその重要性を指摘したが、そもそも「実践に基づくエビデンス」というものの研究はまだ蓄積が浅い状態である。今後、紛争解決や DDR といった領域に加え、行動経済学や心理学、保健という分野をも横断したさらなる研究を踏まえた精緻な研究アプローチを高めていきたい。

#### IV. 公聴会での主なコメント・質疑と応答

公聴会は 2021 年 12 月 6 日 (月曜日)、18 時から 19 時半まで実施。

(1) 第三世代 DDR に属する「社会復帰支援」プログラムに関して、「社会復帰支援」だけを対象にするのであれば、なぜ「DDR」に結合させる理由があるのか。同支援プログラムは犯罪者 (アル・シャバーブ投降者) に対する矯正を目的して考えられたものではないか。改めて「DDR」として繋げる理由が知りたい。

○確かに投降兵の矯正を目的したプログラムであると考えている。しかし、国連は広く一般的に知られている「DDR」として扱いたい。なぜならば、「社会復帰支援」プログラムには矯

正と正義の二つの分野から構成されているが、国際社会からの財政支援を得る上でもは、単に矯正プログラムとしてではなく、「DDR」プログラム全体として扱いたいという背景が国連側にある。

(2) リハビリテーションプログラム修了者に関して、どの程度の修了者が無事に社会復帰を果たしているのか。また、修了者にはどの程度アル・シャバーブからの制裁を受けた者がいるのか。具体的な実数があるのか。

○アクセプト・インターナショナル (NGO) が扱うリハビリテーションプログラム修了者に対するモニタリング期間は修了後の1年間だけであるが、11名 (全体の約10%) が再びアル・シャバーブに戻っている。ただ、再犯率をどのように判断するかは議論が分かれる。第1に、ソマリア領土の半分近くがアル・シャバーブの支配地域であり、修了者の追跡が困難である。第2に、同プログラム自体が国家プロジェクトであり、政府から脱過激化政策の成功事例として数字は出される。しかし、実務者レベルではその実数に対して疑念が投げかけられている。その意味でも、再犯率を重視される点が問われている。

(3) アクセプト・インターナショナルによる「実践に基づくエビデンス」(practice-based approach) に基づく RPA モデルの学術的な意味をどのように位置づけていくのか。また、ここでいう「エビデンス」の妥当性や正当性の根拠はどのように判断するのか。

○現在のところ、実務者が依拠すべき「改訂版 IDDRS (統合 DDR スタンドダード) が未だ完成していないことに鑑みて、いまは学術的な意味というよりも実践的な取り組み、あるいは生態的な視点から生まれた手法と捉えている。今後は、RPA モデルの取り組みから得られた経験や実績を再評価、分析することで理論的な枠組みの構築と同時に、同分野での普遍的な枠組みになるように努めていきたい。

(4) 第三世代 DDR の政治性が高いという理由は何か。「政治性」とは何を意味しているのか。また、改訂版 IDDRS で「社会復帰支援」を位置づけたときの「政治性」が意味する含意は何か。

○「社会復帰支援」の基本となるリハビリテーションでの投降兵の選別は NISA (国家情報治安局) が行なっており、そのスクリーニングに対する関与は国連を含む他の機関にはできない。また、高リスク対象者 (通常は処刑対象者) であっても、ソマリア政府にとって有益である場合 (脱過激化の見地などから) は、むしろ軍の幹部に登用される場合もあり、その意味でも極めて「政治性」が高いと判断されている。

(5) 「社会復帰支援」の意味は、本来的に「Reintegration (再統合)」である。国際人権法の立場から、投降兵のリハビリテーションセンターでの「社会復帰支援」プログラムは様々なアクターが関与する上で、コミュニティベースで取り組まれている点が評価できる。したがって、国連も投降兵に対する「矯正」プログラムではなく、「再統合」プログ

ラムとしてむしろ捉えられるべきではないか。

○論文でも言及しているように、同プログラムを実施する上で、ソマリア政府の法律的枠組みが国際人権法の観点からも弱く、国際社会からも批判されている。特に、大統領特権に基づく恩赦は不透明であり、問題は大きい。また、センター内に投降した兵士と修了後の元投降兵の扱いも明確な法律的裏づけもない。今後、国際法に基づく様々な人権に関する法的枠組みの制定が求められる。センターでは、女性、子供、障がい者などの投降兵に対する職業訓練も行われている。ご指摘の通り、実際はコミュニティを巻き込んだ「再統合」プログラムとしての意味合いが強いと言える。

## V. 本論文の評価と審査結果

社会科学部における博士学位論文の審査基準 10 項目に応じて本論文の評価を行う。①着眼点、方法、内容、結論等におけるアイデアと独創性では、本論文がソマリアで活動する実務者としての問題意識を前提とした主題を扱っている点、また国連支援ミッション（PKO）との協働とその活動基準となっている改訂版 IDDRS を基本的枠組みとした分析を行っているなど、着眼点や方法などの観点から審査基準を充たしている。また、ソマリアでの経験が柱に据えられている点でアイデアや独創性を十分に備えている。

したがって、②論文のテーマ設定の妥当性や重要性、③テーマに応じた論文構成の妥当性も問題設定に応じて論文が構成されている点で問題はない。④先行研究のサーベイを踏まえた専門分野における貢献度に関しては、いまだ策定途上にある第 3 世代 DDR の新たな DDR 像の理論化及び実践的な側面からも学術的貢献は大きい。⑤データや資料に裏付けられた実証性に関しては、国連支援ミッションをはじめとする国連機関発行資料などを十分に読み込んだ内容になっており、問題はない。

⑥論旨展開における論証力、説得力も平和構築論や紛争解決学などの諸理論や先行研究を踏まえた分析枠組みを利用しており、問題はない。⑦専門用語や概念の使い方における正確さ、妥当性、充分性に関しても⑥で述べたように、関連理論を踏まえた枠組みを利用しており、問題はない。⑧引用の仕方、注の付け方、資料の利用の仕方、文献リストの作り方における正確さ、妥当性、充分性に関しても、きめ細かい指導が及んでおり問題はない。⑨社会科学部研究科の独自性から要請される学際性、実践性に関しては、まさに本論文が扱う主題の性質上、国際関係論はもとより政治学、国際人道論、地域研究などの成果が含まれている。実践性に関しては本論文の問題意識の発源からして問題はない。

最後に、⑩論文全体の卓越性についてである。本論文は平和構築研究の主要なテーマである DDR 問題を扱っている。第 1 世代 DDR、第 2 世代 DDR を踏まえて、さらには本論文の主題である第 3 世代 DDR を論ずる数少ない学術的成果であると言える。しかも、第 3 世代

DDR が主として扱う「社会復帰支援」プログラムを著者自身が担当することで、極めて少ない資料を補う立場にあり、本論文では随所に様々な現場の情報、資料が反映されている点からもその卓越性は疑いがないと言える。

**【審査委員会の結論】**

以上の所見と評価、2021年12月6日での公聴会における質疑応答に鑑みて、本論文審査委員会は全員一致で本論文が「博士（社会科学）」学位を受けるのに値するものと認め、ここに推薦するしだいである。

審査委員

主任審査委員	早稲田大学社会科学総合学院・教授	山田 満	博士（政治学）
審査委員	早稲田大学社会科学総合学院・准教授	奥迫 元	博士（政治学）
審査委員	早稲田大学社会科学総合学院・教授	棟居 徳子	博士（法学）
審査委員	早稲田大学国際学院・教授	上杉 勇司	Ph.D.（紛争解決学）